

6月12日～18日は『全国ごみ不法投棄監視ウイーク』

全国市長会は、美しい日本を次の世代に引き継ぐため、6月の環境月間のうち一週間を『全国ごみ不法投棄監視ウイーク』と定め、全国の市で不法投棄をなくすための取り組みを行います。

◎取り組み目標

- 美しい日本を子どもたちに伝えるため、『ごみ不法投棄監視ウイーク』を設け、全国の市で一斉に行動を起こそう。
- 不法投棄を根絶するための市民運動へと発展させよう。
- 全国の町村にも働きかけ、わたしたちの心を荒廃させる不法投棄を許さない、『美しい日本』を目指そう。



市の取り組み

この広い登別を、行政だけで不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置から守ることは困難です。市民の皆さんと行政の協働により、監視の目を光らせ、まちを不法投棄などから守らなくてはなりません。

不法投棄などの現場を見かけた場合は、環境対策グループに連絡ください。

市は、期間中、公共施設や事業所などに啓発ポスターを掲示するとともに、6月の環境

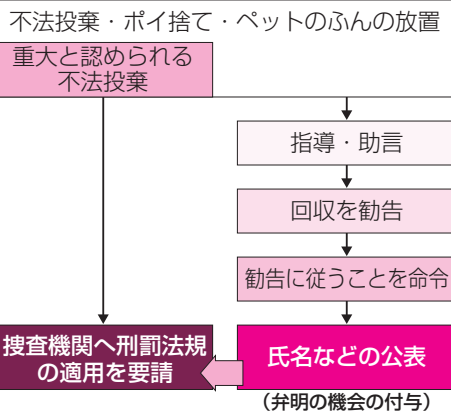


▲不法投棄の現場（柏木町）

◎悪質な違反への対応

- 軽犯罪法第1条第27号
公共の利益に反してみだりにごみなどを棄てた者
●拘留または科料
- 道路交通法第76条第4項第5号
道路において進行中の車両などから物件を投げること
●5万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
何人もみだりにごみを捨ててはならない
●5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
●法人に対しては1億円の加重罰など

不法投棄等発生後の対応（例）



- 6月の環境月間の事業
- 夜間・早朝の市職員や警察、関係機関との監視パトロールの実施
- 郵便局やタクシー会社による不法投棄発見時の通報
- 市の公用車などへの不法投棄防止ステッカーの装着
- 市内大型店舗での街頭啓発
- 市内主要河川敷地への『ポイ捨て、犬のふんの放置防止のぼり』の配置
- 散歩中のペットの飼い主へのふんの放置防止啓発
- 警告看板・バリケードの設置

月間において、『清潔で美しいまち』を目指し、次の事業に取り組めます。市民の皆さんのご協力をお願いします。



▲市内大型店舗での街頭啓発



▲不法投棄防止ステッカーを装着した市の公用車

問い合わせ
環境対策グループ
(クリンクルセンター内)
☎(05)2958